

「保育提供体制の確保のための実施計画」の承認について

1 国の計画の変遷

(1) 新子育て安心プラン

- 待機児童の解消に関して、国は、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する、として「新子育て安心プラン」を策定し、全国的に整備目標を設定し、各自治体への財政支援を実施してきました。

(2) 保育政策の新たな方向性（資料2-2）

- 令和7年度以降については、国は、待機児童対策は進んできた一方で、全国的にみると過疎地域では定員充足率が低い地域もあること、保育の質の向上や保育園の多機能化に対応していく必要があることから、市町村のニーズに対応した持続可能な保育提供体制の確保を行うこととする旨の「保育政策の新たな方向性」が示されました。
- 国が行う財政支援に関する新たな実施方針が示され、令和8年度以降は、補助事業の内、国が指定する事業（保育提供体制の確保のための財政支援となる事業）については、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体が支援を受けられることとなりました。そして、採択を受けるにあたり、子ども・子育て会議において実施計画の承認(事後承認も可)を得ることが必要になりました。

2 「保育提供体制の確保のための実施計画（抜粋）」（資料2-3）

本市における保育現場の課題である「保育士の人材確保」に向け、「保育提供体制の確保のための実施計画（地域課題に応じた対策）」の採択を受けました。

国が指定する補助事業のうち、市内の民間保育施設より以下の事業について令和8年度に実施する意向をいただいたため、実施計画の承認をいただくものです。

・保育士宿舍借り上げ支援事業

保育士の確保・定着を図るため、保育士の宿舍借り上げを行う事業者に対し、月額上限53,000円を補助する。



保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこども豊かな社会の実現へ～

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。



1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立(R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（R7年度採択市区町村数 645市区町村（令和7年12月時点））

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1. 待機児童対策

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村（※2）

【1.②～⑥の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。

※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援（設置主体の緩和）を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。

※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。

※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）（※5） 設置主体の要件緩和（※6）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3） 設置主体の要件緩和（※6）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

※6 設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。

保育提供体制の確保のための実施計画（抜粋）

【採択の種類】

採択 1：待機児童対策

採択 2：人口減少対策

採択 3：その他の地域課題

【採択 3（その他の地域課題）を希望する市区町村に対する設問】

1. 貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。

①課題

保育士の確保が課題となり、定員数までの受入れが困難な保育施設がある。令和 8 年 3 月策定予定の「第 2 次加須市総合振興計画後期基本計画」における「現状と課題」として、「保育所の待機児童ゼロを維持するためには、保育士の確保、保育環境を整備・充実させていくことが重要です。」としている。

②今後取り組むべき内容

保育士の処遇改善のための市単独補助や、埼玉県補助金を活用した保育士奨学金返済支援などを実施しているが、さらなる保育士の確保・定着につなげる支援が必要である。

2. 財政支援（保育士宿舍借り上げ支援事業）について、1. で記載した内容も踏まえて、その財政支援と必要とする理由を記載してください。

本市は埼玉県北部に位置し、保育士の賃金や各種支援の手厚い埼玉県南部や東京都の自治体に人材が流出しやすい環境にある。
保育士の住居に関する不安を払しょくするため、保育士の宿舍借り上げを行い、保育士の確保に取り組む民間保育施設を支援する。